

# 弾正幼稚園建築設計業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本巢市は、「ふるさとをルーツに、未来を切り拓き、たくましく生き抜く人づくり」の教育方針のもと、地域の伝統文化に触れながら、家族の絆や地域の人たちとつながりを持ち、未来に夢と希望がもてる教育・保育を目指しています。また、「健康で心豊かなたくましい子の育成」を園の教育目標として、運動遊びを中核とした『生きる力』の基礎を育む指導に向け、さまざまな取り組みを進めています。

現在の弾正幼稚園は建設から33年が経過し、園児数は市内の他の園とあまり変わらないものの、園児一人当たりの保育面積は、他の園の6～7割程度と狭い状況となっていますので、現園舎の西側に新たに土地の取得を行い、移転・建設することといたしました。

この実施要領は、弾正幼稚園建築設計業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項を定めるものです。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

弾正幼稚園建築設計業務（幼教委第14号）

### (2) 業務内容

① 本巢市立弾正幼稚園建築工事（幼稚園、駐車場、園庭、外構工事を含む）の基本設計及び実施設計

※ 本契約には工事監理業務については含めません。

※ 別途、農振農用地除外申請、農地法第5条第1項の規定による許可申請手続きを行っていきます。

### (3) 委託期間

契約の締結日から令和4年3月28日

### (4) 契約限度額（弾正幼稚園建築工事の基本設計及び実施設計業務に係る限度額）

41,549千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

### (5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

## 3 事業概要

### (1) 事業概要

本巢市立弾正幼稚園建築工事の設計

建設用途：幼稚園施設（幼稚園と保育園の一体化施設）

a. 幼稚園 鉄骨造地上2階 延床面積 約2,500㎡

b. 屋外運動場（園庭） 約2,000㎡

c. 駐車場（保護者用） 約20台

※職員用駐車場は、近隣にある公共施設駐車場を使用

d. その他設備

職員室（約25名）、乳児・ほふく室、保育室、遊戯室、調理室（ドライ方式）、配膳室、パントリー、一時（預かり）保育室、倉庫・教材室、相談室、その他必要となる室、その他（プール、屋外倉庫等）

所在地：本巢市国領160番 ほか

敷地面積：約5,800㎡

定員：230名（0歳児から5歳児）

概算工事費：約940,000千円（造成費・外構工事・消費税含）

用途地域：非線引き都市計画区域内／田園居住地域

容積率等：建ぺい率 60% 容積率200%

供給基盤：上水 市上水道（VPΦ75）

下水 市下水道

#### （2）事業スケジュール（予定）

契約の締結日～令和4年3月 (施工)	基本設計・実施設計（予定）
令和4年7月～	建設工事開始（予定）
～令和5年7月	建設工事完了（予定）
令和5年9月	弾正幼稚園開園（予定）

#### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本巢市契約規則第21条第2項に基づいて調整した本巢市指名競争入札参加者名簿・建築設計業務に登録されている者で、岐阜県内に本店又は支店を有する者であること。

※ 受託候補者決定の日（予定日：令和3年7月15日）までに市の承認を受けている必要がある（申請中であっても参加表明書等は提出可能だが、申請中であることを証する書類を添付すること）。

※ 本巢市における入札参加資格については岐阜県・市町村入札参加資格審査申請の共同受付により行っており、登録に関しては（公財）岐阜県建設研究センターへ確認すること。

- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、1級建築士事務所の登録を受け、かつ現在も引き続き登録が有効である者。
- (3) 管理技術者及び主任技術者として建築士法第2条の規定による一級建築士の資格を有する者を配置できること。

- (4) 設計者に選定された場合、当該建築物の設計が可能な体制が取れること。
- (5) 設計者に選定された場合、提案書提出時の設計担当者が当該建築物の設計を担当できること。
- (6) 参加表明書の提出日において、いずれの自治体においても入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (10) 参加表明書の提出日において、本巢市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (11) 平成18年4月1日以降に、定員<sup>※1</sup>120人以上又は延床面積1,400㎡以上の認定こども園（幼保連携型又は保育所型）、認可保育所又は幼稚園<sup>※2</sup>の新築又は増改築に係る設計業務を元請けとして履行した実績があること。
  - ※1 認可定員、利用定員を問わない。
  - ※2 幼稚園の場合、当該幼稚園の他に認定こども園又は保育所（定員は問わない）の新築又は増改築に係る設計業務を元請として履行した実績があること。

## 5 スケジュール

公 告	令和3年5月12日（水）
参加表明書等に関する質疑の受付期間	令和3年5月12日（水）～5月19日（水）
質疑への回答期限	令和3年5月21日（金）
参加表明書等の提出期限	令和3年5月25日（火）
1次審査（書類審査）	令和3年6月 1日（火）【予定】
1次審査結果通知	令和3年6月 3日（木）【予定】
技術提案書等に関する質疑の受付期間	令和3年6月 4日（金）～6月16日（水）【予定】
質疑への回答期限	令和3年6月21日（月）
技術提案書等の提出期限	令和3年6月28日（月）【予定】
2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和3年7月上旬
2次審査結果通知	令和3年7月15日（木）【予定】

## 6 応募の手続き等

### (1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

#### ①提出書類：参加表明書（様式1）

設計事務所の体制（様式2）

事務所の業務実績（様式3）

管理技術者・主任技術者の業務実績（様式4）

設計工程計画（様式5）

手持設計量（様式6）

協力事務所（様式7） ※協力事務所がある場合のみ

参加表明書等提出確認書（様式8）

※記入にあたっては、各様式の注意事項を確認すること。

※提出書類はすべて片面のみ使用すること。

#### ②提出先：事務局

#### ③提出方法：持参又は郵送による提出

※持参の場合は休日を除く午前9時から午後5時15分までとし、郵送の場合は期限までに必着するように、必ず「一般書留」又は「簡易書留」により提出すること。

#### ④提出期限：令和3年5月25日（火）午後5時15分まで

#### ⑤提出部数：参加表明書等提出確認書のとおり

#### ⑥その他：参加表明書提出後に辞退する場合は、令和3年5月31日（月）までに、辞退届（任意様式）を事務局に提出すること。

### (2) 参加表明書等に関する質疑・回答

実施要領等に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

#### ①受付場所：事務局

#### ②受付期間：令和3年5月12日（水）～5月19日（水）

#### ③提出方法：別添の質問書に必要事項を記入し電子メールにて提出すること。また、提出後は速やかに事務局へ到着確認を行うこと。

#### ④回答方法：回答が必要と判断される事項は、市のホームページに掲載します。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなします。

### (3) 技術提案書等の提出

1次審査により選考された者は、以下のとおり技術提案書を提出すること。

#### ①提出書類：技術提案書（様式9）

提案内容（様式10）

業務の実施方針（様式11）

設計見積書（任意様式）

### 技術提案書等確認書（様式12）

②提出方法：持参又は郵送により提出

※郵送の場合は期限までに必着するように、必ず「一般書留」又は「簡易書留」により提出すること。

③提出先：事務局

④提出期限：令和3年6月28日（月）午後5時15分まで

⑤提出部数：技術提案書等確認書のとおり

⑥その他：要求した内容以外の書類、図面等については審査の対象としない。

(4) その他

資料等は、事務局及び市ホームページから入手すること。

現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、近隣住民等に迷惑がかからないよう十分配慮すること。

## 7 技術提案書（様式10から様式11）の作成及び記載上の留意事項

本プロポーザルは、弾正幼稚園の建築にあたり適切な想像力と技術力及び経験と実績等を有した事業者を選定するために行うものであり、具体的な設計の作成は求めない。

別添の「弾正幼稚園の基本的な考え方」を踏まえ、以下の点に留意して様式10（A3横）1枚（カラー印刷可）で提案すること。

- (1) 業務の実施方針、配置計画及び平面計画のイメージ図、その他の提案事項等を記述すること。
- (2) 敷地の利用に関する提案、保育室等の空間構成の考え方、園舎整備に取り入れたい新しい発想など、特に重視する設計上の工夫事項について記述すること。
- (3) 工事期間中の弾正小学校児童及び近隣を含めた地域住民への安全の確保や配慮について記述すること。

## 8 審査

本プロポーザルの審査方法は以下のとおりとする。

(1) 1次審査（参加表明書等）

提出のあった参加表明書等を以下の審査基準に基づいて審査する。参加資格を有する事業者が多い場合は2次審査対象者として上位6者程度を選定する。

### 【審査基準】

- |           |                                      |     |
|-----------|--------------------------------------|-----|
| ①担当チームの能力 | 技術職員の経験及び能力                          | 12点 |
| ②事務所の評価   | 主要業務実績・同種、類似業務実績・技術者数・<br>技術力・業務の繁忙度 | 10点 |

### 【審査結果の通知】

審査結果については、応募者へ書面により通知する。なお、選定された者のみに

審査結果とあわせ技術提案書の提出及び2次審査の実施について通知する。

(2) 2次審査（技術提案書・ヒアリング）

審査委員会は、技術提案書についてのヒアリングを実施し、以下の審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案者（受託候補者）1者と次点者1者を特定する。

ヒアリングはプレゼンテーション（説明20分程度）及び質疑応答を予定している。

【審査基準】

- |               |     |
|---------------|-----|
| ①業務実施の方針及び手法  | 30点 |
| ②業務実施の理解度及び内容 | 50点 |
| ③設計見積書        | 10点 |

【審査結果の通知】

2次審査の結果を郵送により通知するほか、市のホームページで公表する（受託候補者及び次点者以外は公表しない）。

(3) 審査委員会の構成

審査委員会の委員構成については、評価の公平性を確保するため、本プロポーザル手続きが完了するまで、公表しないものとする。

## 9 契約

(1) 受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は本巢市から業務委託契約に係る指名停止をいけることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

(2) 契約の締結時には、設計委託業務仕様書に基づいた設計業務の内訳明細書（詳細を記したもの）を提出すること。

## 10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- ①提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ③提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った場合
- ④ヒアリング等に出席しなかった場合、担当者以外の者が出席した場合
- ⑤虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥参考見積書のコストが、2（4）契約限度額を超過した場合
- ⑦審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合（行われたと疑われる場合も含む）

## 1 1 その他留意事項

- ①参加資格要件として、共同企業体での参加は認めない。
- ②提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ③提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- ④提出書類は返却しない。なお、審査の過程で複製を作成することがある。
- ⑤技術提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定後、必要に応じて市ホームページで公表することがある。
- ⑥書類の作成、提出及びその説明に係る費用、その他このプロポーザルの参加に要したすべての経費は、参加者の負担とする。
- ⑦審査結果等に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けないものとする。
- ⑧「管理技術者・主任技術者」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- ⑨本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、本巢市情報公開条例（平成16年条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 1 2 事務局

本巢市教育委員会幼児教育課

住 所：〒501-0494

本巢市下真桑1000番地

電 話：058-323-7753（直通）

F A X：058-322-2130

メール：[jidou@city.motosu.lg.jp](mailto:jidou@city.motosu.lg.jp)

ホームページ：<https://www.city.motosu.lg.jp/>